

# 鳥取県公報

00321 第3802号

火曜日 鳥取県公報

昭和42年1月24日

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日)

登録の記号及び番号 氏名 登録の年月日

鳥園医 一二三七 辰巳 茂 昭和四十一年十二月二十七日

## 鳥取県告示第七十五号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し次のとおり第二十一期鳥取県地方労働委員会(労働者使用者)委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

第二十一期鳥取県地方労働委員会(労働者使用者)委員候補者推薦要領

### 一 推薦する者の資格

(一) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)第二条の規定に適合する労働組合であること。

(二) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

### 二 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、ともに労働組合法第十九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石破二朗

(一) 労働組合は、推薦書(様式(一))に次のイからニまでの書類を添えて、

所定の期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

八 労動組合資格審查申請書（樣式二）

- 口 組合規約  
ハ 労働協約

3 従業員数及び組合員数（男女別）  
4 組合事務所の借上状況  
5 福利厚生の援助を受けている状況（資格を立証するため、労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書にその旨付記すること。）

(二) 使用者には、推薦して知事に提出することができる。

四 推薦することができる候補者の数  
制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すること。  
五 推薦の期間

昭和四十二年一月二十四日から  
昭和四十二年三月十一日まで

(注)「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等ができるだけ詳細に記入すること。

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

所 在 地  
労働組合又は使用者团体の名称  
代表者名

年月日

00323

(第三種郵便物認可)

第3802号

昭和42年1月24日 火曜日

鳥取県公報

様式(2)

## 労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会会長 殿

鳥取県知事 石 破 一 朗

一 捕獲を禁止する狩猟鳥獸の種類  
オヌイタチ二 捕獲禁止区域  
西伯郡芦本町、日野郡日南町、日野町の1田の地域三 捕獲禁止期間  
昭和四十一年1月 1 日から

昭和四十四年1月三十日がで

記

- 1 労働組合規約
- 2 労働協約
- 3 その他

## 鳥取県告示第七十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十一号）第三十五条の四  
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規  
則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年1月二十四日

鳥取県知事 石 破 一 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名

米振第二〇一号 昭四一、一月、一〇 周士 正俊 境港湾労働者福祉センター 境港市大正町四一 住所に同じ。

## 鳥取県告示第七十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名

称住 所 営業所の所在地  
住所に同じ。

鳥振第二五六号 昭四一、一二、二六 立岡謙一嵯峨

鳥取市瓦町八七

二五七々々 大鳥実 日本専売公社鳥取支局会議所

東品治町一〇の一〇

鳥取市吉方二三九の二  
富安字八ヶ坪四〇の三  
住所に同じ。

二五八々々

四八三番一地先まで

鳥取県告示第七十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年一月十四日から用途廃止した。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場所 面積用途

平方メートル  
三五・七七 道路敷

四四二番地先  
二七・一二 水路敷

米子市西福原字西原新町道東四八二番一地先から

四八三番一地先まで

平方面積

平方メートル  
四五・四五 道路敷

所面積用途

## 鳥取県告示第八十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年一月十七日から用途廃止した。

昭和四十二年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

〔定価一部一箇月三百円(送料を含む。)〕